

業務休止（廃止）届出書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
住所	
氏名（法人にあつてはその名称） 及び代表者の氏名	
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第41条の規定により、検定の業務の全部（一部）を休止（廃止）するので下記のとおり届け出ます。	
記	
1	休止（廃止）しようとする検定の業務の範囲
2	休止（廃止）の年月日
3	休止の期間
4	休止（廃止）の理由

（日本産業規格 A 4）